

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める規則……（地域保健課） 1

規 則

北海道新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成25年 4 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第57号

北海道新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める規則

北海道新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年北海道条例第10号）の施行期日は、
平成25年 4 月13日とする。